

○須高行政事務組合公告式条例

(昭和39年4月27日)

須高行政事務組合条例第1号)

改正 昭和42年9月20日 組合条例第4号

昭和46年9月7日 組合条例第3号

昭和52年6月15日 組合条例第3号

昭和59年3月19日 組合条例第1号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に、組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

須坂市役所掲示場

長野市役所掲示場

長野市若穂支所掲示場

小布施町役場前掲示場

高山村役場前掲示場

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

2 前条の規定は、議会又は組合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「組合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印をおさなければならない。

2 前項の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものはこれを準用する。

ただし、同項中「組合長名」とあるのは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第2条第2項の規定にこれを準用する。

(施行期日の特例)

第5条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年9月20日組合条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の際現に従前の公告式により公布又は公表されている条例その他の規定の施行に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和46年9月7日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月15日組合条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月19日組合条例第1号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。